

福岡教育大学 障害学生支援センター

平成 27 年度

活動報告書

福岡教育大学 障害学生支援センター
平成 27 年度活動報告書

目次

はじめに	1
1. 福岡教育大学障害学生支援センターについて	2
2. 平成 27 年度 障害学生支援センター活動報告	5
3. バリアフリーマップ	13
4. 障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査	14
5. 平成 27 年度 開催セミナー等	29
6. 障害学生支援センター 平成 27 年度年間スケジュール	32
7. 障害学生支援センター スタッフの報告	33
資料	38

はじめに

本学の障害学生支援は、昭和 51 年に入学した聴覚障害学生の支援に始まり、平成 21 年に設置された障害学生支援室では、障害学生の情報保障をメインに様々な障害学生の支援を実施しています。聴覚障害学生のためのノートテイク派遣率においては 100%を誇り、全国的にも高い情報保障体制を築き上げていると思っております。

平成 27 年 8 月に、障害学生支援室から障害学生支援センターに改組し、専門の支援担当教員を配置することにより学内外の連携や充実した支援の実施が可能となりました。また、次年度の、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に合わせ、「障害のある学生等への支援に関する基本方針」や、教職員対応要領を様々な課の連携のもと円滑に作成していくことができました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、高等教育機関においては、障害のある方への差別の禁止と合理的配慮が義務化され、本学学生のみならず大学を訪れる方々への配慮も喫緊の課題となっています。本学の障害学生支援センターの取り組みが、さらに充実したものとなるように、また他大学の参考にして頂けるように今後も邁進していきたい所存です。

最後に、この報告書の発行にあたり、障害学生支援に係わって頂きました教職員、学生、関係の皆様、心より御礼申し上げます。

障害学生支援センター長
平田 哲史

1. 福岡教育大学障害学生支援センターについて

1-1. 支援体制

平成 21 年 11 月に「障害学生支援室」として開設され、障害のある学生について、関係教員と連携して、本人の修学上のニーズを把握しつつ支援を行っている。平成 28 年度の障害者差別解消法の施行による合理的配慮の内容を踏まえた支援を積極的に推進するため、平成 27 年 8 月から「障害学生支援センター」として、発展・拡充し、「障害のある学生等への支援に関する基本方針（資料 1 P38）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（資料 2 P39～P46）」を定め、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っている。

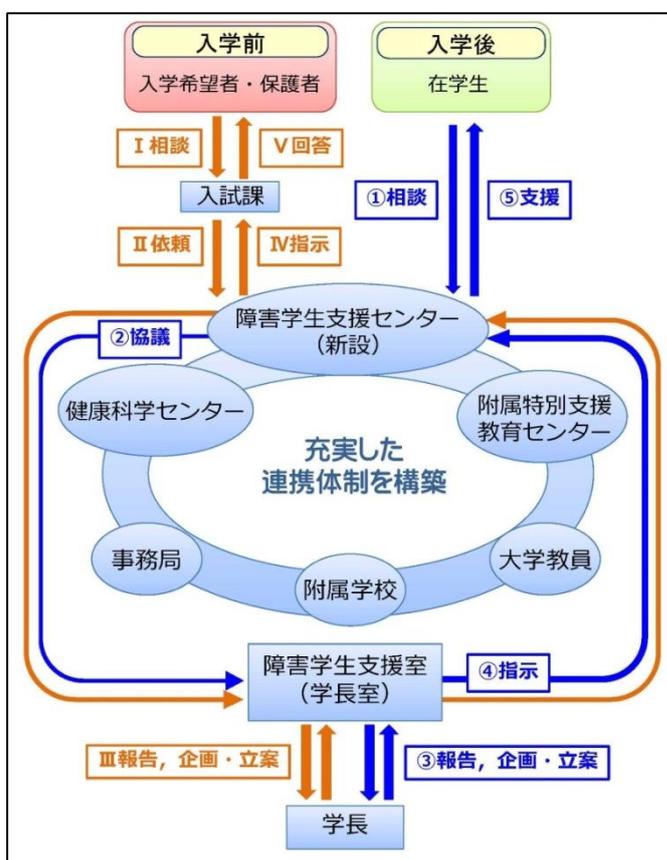


図1 障害学生支援のための連携体制

【障害学生支援センター構成】

- センター長 1名
- 副センター長 1名
- 支援担当教員 1名
- 障害学生支援コーディネーター 2名
- 事務補佐員 1名

1-2. 支援学生数

平成 27 年度に障害学生支援センターのスタッフとして登録した支援学生は、98 名であった。平成 26 年度と比べると 5 名増加している。

平成 27 年度に登録した支援学生の学年、所属は、表 1 のとおりであった。

表 1 支援学生の学年・所属

学 年		所 属	
大学院	2 年	3 名	大学院 教育科学専攻 教育臨床心理学コース 4 名
	1 年	3 名	英語教育コース 2 名
特別専攻科		4 名	
学 部	4 年	16 名	学 部 初等教育教員養成課程 国語 3 名 社会 3 名 数学 1 名 音楽 5 名 美術 7 名 技術 2 名 生活総合 2 名 学校臨床教育学 6 名 教育心理学 1 名 中等教育教員養成課程 社会 1 名 数学 1 名 英語 3 名 家庭 2 名 技術 3 名 書道 1 名 特別支援教育教員養成課程 36 名 共生社会教育課程 福祉 5 名 国際共生 1 名 環境情報教育課程 環境 1 名 生涯スポーツ芸術課程 美術 3 名 音楽 1 名
	3 年	17 名	
	2 年	26 名	
	1 年	29 名	
合計			98 名

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

1-3. 障害学生在籍数

平成 27 年度に、障害学生支援センターへ支援申請を行い、実際に支援を受けている学生は 8 名であった。障害種別の在籍数は、表 2 のとおりであった。支援の内容については、2-1 から 2-4 に示すとおりである。

表 2 障害学生在籍数

	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
視覚障害	1 名			1 名	2 名
聴覚障害	2 名	1 名	1 名	1 名	5 名
病弱・虚弱		1 名			1 名
合計					8 名

1-4. 障害学生支援センター利用状況

平成 27 年度の年間の障害学生支援センター利用状況は、図 2 のとおりであった。その他の中には、書類の提出、後期から開催した手話の勉強会等、作業にはバリアフリーマップの作成が含まれる。その他が 41%を占めているが、反省会や勉強会などで 1 回に多くの学生が集まる他、学生同士で食事をしながらの懇談や支援についての意見交換をするなど、障害学生支援センターが、学生の居場所・交流の場にもなっていると考えられる。

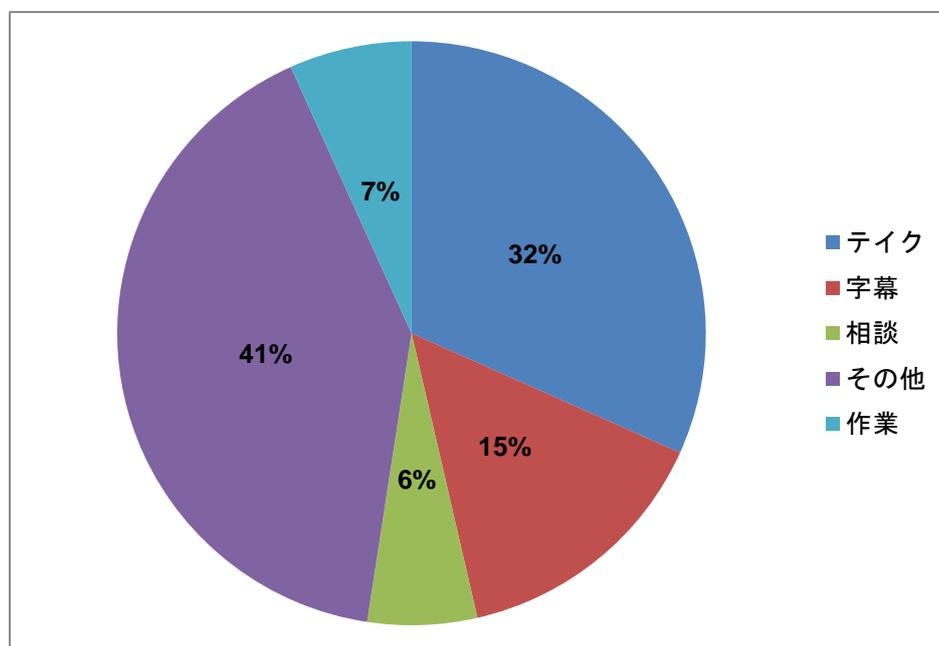


図 2 障害学生支援センター利用状況

2. 平成 27 年度 障害学生支援センター活動報告

2-1. 視覚障害学生支援報告

①電子データの提供、拡大資料作成

視覚障害学生が授業等で使用する配付資料を、授業担当教員から電子データにより提供を受けた。学生は、電子データを自身の iPad に取り込み、自分の見やすさに合わせて拡大して資料を閲覧する形で受講することができた。また、電子データで提供を受けていない資料や、直接書き込みをしたいと申し出があった資料については、本人の見やすさに合わせて拡大資料を作成し、障害学生の要望を満たす支援を行うことができた。

②支援機器の貸し出し

学生の使用用途に合わせた支援機器を貸し出した。障害学生支援センターで貸し出しを行っている支援機器は、表 3 のとおりである。

表 3 支援機器（視覚障害学生支援）

支援機器
拡大読書器（据え置き型・携帯型）
単眼鏡、各種ルーペ
各種スキャナ
立体コピー作成機
点字 PDA
各種ソフトウェア



写真 1 拡大読書器



写真 2 点字 PDA

③教員に対する授業についての配慮願い提出（資料 3 P47）

2-2. 聴覚障害学生支援報告

①授業内での情報保障（ノートテイク、パソコンテイク）

利用学生が希望する全ての授業にパソコンテイク（1コマに2～3名）を配置した。利用学生にはタブレット型パソコンを貸し出し、無線LANを使用して教室内の離れた場所においても情報を得ることができる方法をとっている。自分の受講しやすい場所で受講でき、学生の支援要望を満たす支援ができています。

平成27年度の聴覚障害学生のパソコンテイク配置授業時数は、表4のとおりであった。

表4 パソコンテイク配置授業時数

	前期	後期
利用学生 A	5 コマ/週	2 コマ/週
利用学生 B	11 コマ/週	11 コマ/週
利用学生 C	11 コマ/週	7 コマ/週
利用学生 D	10 コマ/週	12 コマ/週
利用学生 E	16 コマ/週	17 コマ/週
その他	入学式 新入生オリエンテーション 教員採用試験のための特別講座 集中講義	教育実習事前指導・事後指導 教員採用試験のための特別講座 集中講義 卒業式

平成27年度は授業が重なっている時間が多く、支援学生だけのパソコンテイク配置が厳しい状況にあったため、福岡県聴覚障害者協会と連携し、外部派遣でのパソコンテイク配置（前期：5コマ/週、後期：2コマ/週）を行った。

②支援機器の貸し出し

学生の用途に合わせた支援機器を貸し出した。聴覚障害学生には、毎日パソコンテイクで使用するため、タブレット型パソコンを1人に1台ずつ（計5台）貸し出している。

③視聴覚教材への字幕挿入

授業で使用する視聴覚教材に字幕を挿入している。視聴覚教材への字幕挿入依頼は、『視聴覚教材字幕挿入依頼申請書』（資料4 P49）を図書館で受け付け、障害学生支援センターで字幕入り教材を作成する。作成したものについては、図書館で管理している。

平成 27 年度に字幕挿入した視聴覚教材は 65 本で、2721 分（45 時間 21 分）であった。

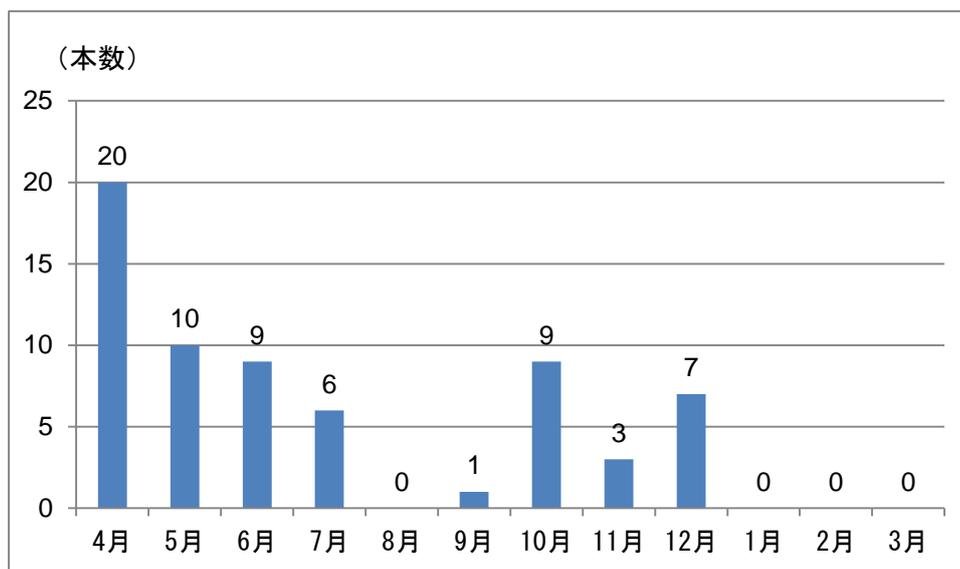


図 3 平成 27 年度 字幕挿入依頼本数

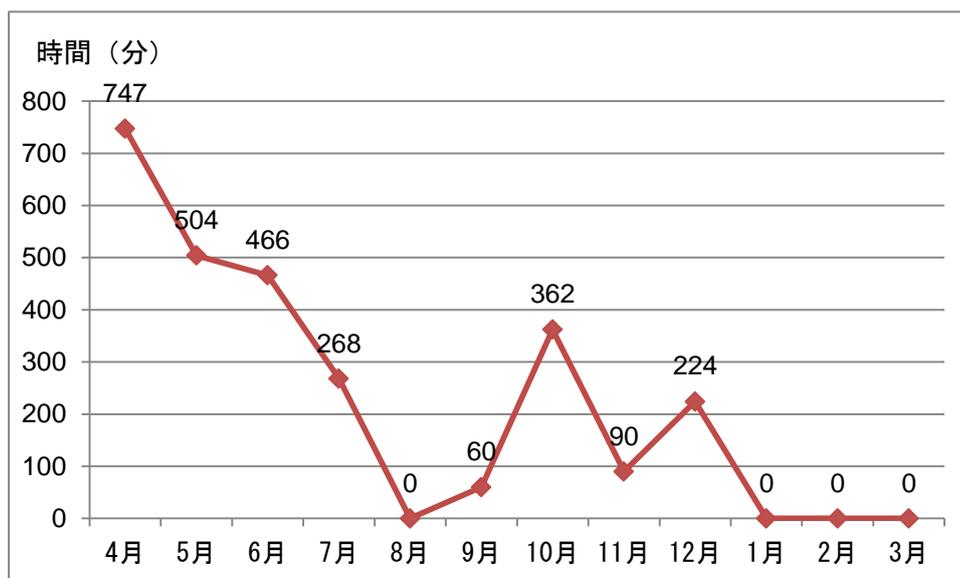


図 4 平成 27 年度 字幕挿入依頼時間数

平成 26 年度は 81 本で 3413 分（56 時間 53 分）であったのに比べ、依頼本数・挿入依頼時間は減っているものの、前期・後期ともに授業が開講している間は、字幕挿入依頼が来ている状況である。また、平成 27 年度は、26 年度までに入学していない課程に新生が入学したため、その分野での字幕挿入依頼が多かった。

④教員に対する授業についての配慮願い提出（資料3 P48）

⑤行事や式典での情報保障

入学式・卒業式において、障害のある学生のみならず、式典に参加される保護者等のためにパソコンテイク（支援学生）を配置し、スクリーンに文字情報として投影した。また、手話通訳者（福岡県手話の会連合会に依頼）を派遣し、パソコンテイク・手話通訳により、誰もが式典の内容を利用できる情報保障を行った。



写真3 式典におけるパソコンテイクの様子

2-3. 病弱・虚弱学生支援報告

①教員に対する授業についての配慮願い提出

学生の症状・ニーズに合わせた、配慮事項を提出した。

②駐車場の確保

学生から身体面での負担軽減や疲労回避のため自家用車での通学・学内乗り入れ許可の要望があった。そのため、学内の駐車場を確保した。

2-4. 発達障害学生・肢体不自由学生支援報告

平成27年度は、支援センターで支援を希望する学生がいなかったため、支援の実施はなかった。

2-5. 平成 27 年度 障害学生支援センター 支援登録学生対象入門講座

障害学生支援センターでは、支援学生が講師となり、新規登録学生への入門講座を随時行っている。

○ノート・パソコンテイク入門講座 20 回

(1 回に平均 2~3 名参加し、合計 36 名の参加があった。)

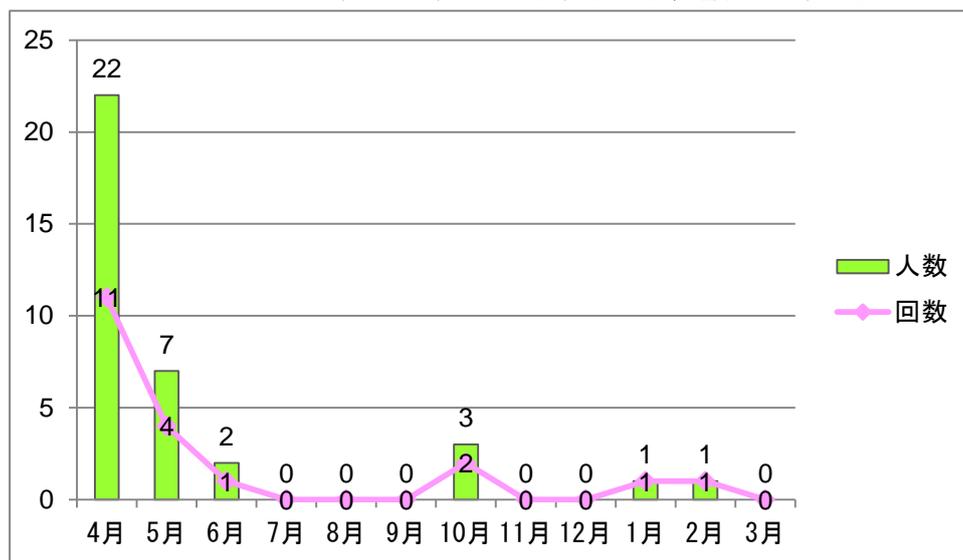


図 5 平成 27 年度 ノート・パソコンテイク入門講座実施回数・人数

○視聴覚教材字幕挿入入門講座 31 回

(1 回に平均 2~3 名参加し、合計 44 名の参加があった。)

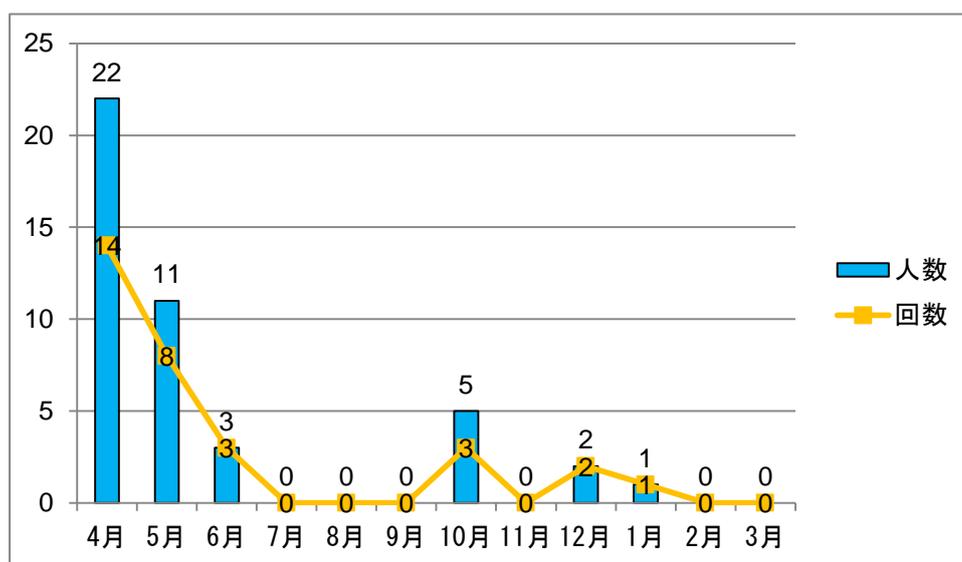


図 6 平成 27 年度 視聴覚教材字幕挿入入門講座実施回数・人数

各入門講座は、学生によって作成されたマニュアルを使用して、実施している。学生講師は、入門講座受講学生 2～3 名を担当しているため、丁寧に説明することができる。入門講座を受けた学生からは、「難しいと感じる部分はあったが、分かりやすく教えてもらったので頑張ろうと思った」「マニュアルがあるので、1人で作業をする時でも助かる」などの声が挙がっている。入門講座で使用するマニュアルは、受講学生の意見や使用するソフトウェアの更新に伴って、随時改訂し使用している。



写真 4 各入門講座の様子

2-6. 支援活動反省会

各期の最後に、支援活動の反省会を開催し、支援活動について話し合った。反省会には支援学生だけでなく、利用学生も参加し、支援活動の中で困っていることや分からないことを利用学生と相談している姿も見られた。反省会の中でもパソコンテイクを導入し、反省会を行いながらパソコンテイクの練習ができるようにした。先輩から後輩へパソコンテイクのアドバイスをすることもあり、学生の交流の場にもなっている。

また、後期の最後にはパソコンテイクの技術向上のために、タイピングチェックを行った。入門講座時のタイピング力と比べ、実際の授業にテイクに入ることで確実にレベルアップしている学生が何人もおり、学生同士で競争することも技術向上につながっている。



写真 5 反省会の様子



写真 6 タイピングチェックの様子

2-7. 利用学生の集い

障害学生支援センターで支援を受けている聴覚障害学生が集まり、支援活動の反省会の内容や、テイカーが書いた反省アンケートをもとに、支援活動に関する事項を話し合った（資料5 P50～P51）。また、聴覚障害学生から、自らの障害について知ってほしいという意見があり、「支援センター通信」を作成し（資料6 P52）、利用学生の集いの中で出た意見とともに、支援学生に資料として配付することで、障害学生との相互理解を深めることができ、よりよい支援を考えていくことができる資料となった。

2-8. しゅわ弁

学生が企画し、手話の勉強会（「しゅわ弁」）を毎週水曜・木曜のお昼休みに開催した。「しゅわ弁」には、お昼休みにお弁当を食べながら、楽しく手話の勉強をしたいという意味が込められている。学生がプログラムを考え、NHK「みんなの手話」の放送を見ながら、毎回3～4人の参加があり、聴覚障害学生と積極的に手話でコミュニケーションをとろうとする学生の姿がうかがえた。



写真7 「しゅわ弁」の様子

2-9. 障害学生修学支援ネットワーク拠点校としての活動

独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援ネットワーク九州・沖縄地区の拠点校として、障害学生への相談受付、情報提供などを行っている。

他校等からの相談受付 13件（大学12件、新聞社1件）

見学対応 7件（大学6件、企業1件）

2-10. 「障がいのある学生の修学支援に関する講演会」

平成 27 年 8 月 29 日（土） 13:00～16:30

九州ルーテル学院大学 大学チャペル

平成 28 年に障害者差別解消法が施行されるにあたっての理解の促進、教育機関が何をすべきかを熟考する一助とするため本講演会が行われた。また、プログラムの第 2 部である、パネルディスカッションに、本学障害学生支援センターの内田が参加し（資料 7 P53）、各大学の現状と課題を共有し、情報交換を行った。

<プログラム>

第 1 部 講演『障害者差別解消法と合理的配慮』

講演者 熊本学園大学 社会福祉学部教授 東 俊裕氏

第 2 部 パネルディスカッション

『本県及び九州の大学における障がいのある学生の修学支援の現状と課題』

パネリスト

熊本大学キャンパスソーシャルワーカー 今崎 幸子氏

熊本学園大学 しょうがい学生支援室 支援員 三島 春奈氏

熊本保健科学大学 障害学生支援室 准教授 佐々木 千穂氏

福岡教育大学 障害学生支援センター コーディネーター 内田 佳織

2-11. Q-conference2015

平成 27 年 12 月 5 日（日）に行われた Q-conference2015（Q-Links 年次報告会）のポスターセッションに参加し、本学障害学生支援センターの取り組みを発表した。「皆でつくる障害学生支援」をタイトルとして、実際の支援活動の写真などを盛り込んだポスターを作成した（資料 8 P54）。

ポスターセッション PR タイム（3 分間）において、障害学生支援センター担当教員の太田が手話を交えてプレゼンを行ったところ、ビデオ撮影、写真撮影の方々がステージ下に殺到した。ブースでの質問は残念ながら、来訪者はあまり多くはなかったが、九州外の方や私立大の方からの熱心な質問が多く、地域（九州内・外）や設置形態（国立・私立）での温度差を感じた。このような場を新採職員の研修の場に位置づけているような大学もあり、教職員の理解・啓発のためにも参加は意義があると感じた。

【関連リンク先】

Q-conference2015 in 福岡教育大学 特設サイト

<http://qc15.info/>

3. バリアフリーマップ

平成 26 年度 2 月より、支援学生による学内バリアフリー状況調査とバリアフリーマップ作成を行っている。

平成 27 年度は、改訂版の学内バリアフリーマップに加え、各教棟の詳細なバリアフリーマップを完成させた。各教棟についても、改修工事によりバリアフリー化された部分は随時更新し、障害学生支援センターのホームページに平成 28 年 9 月頃に掲載予定である。

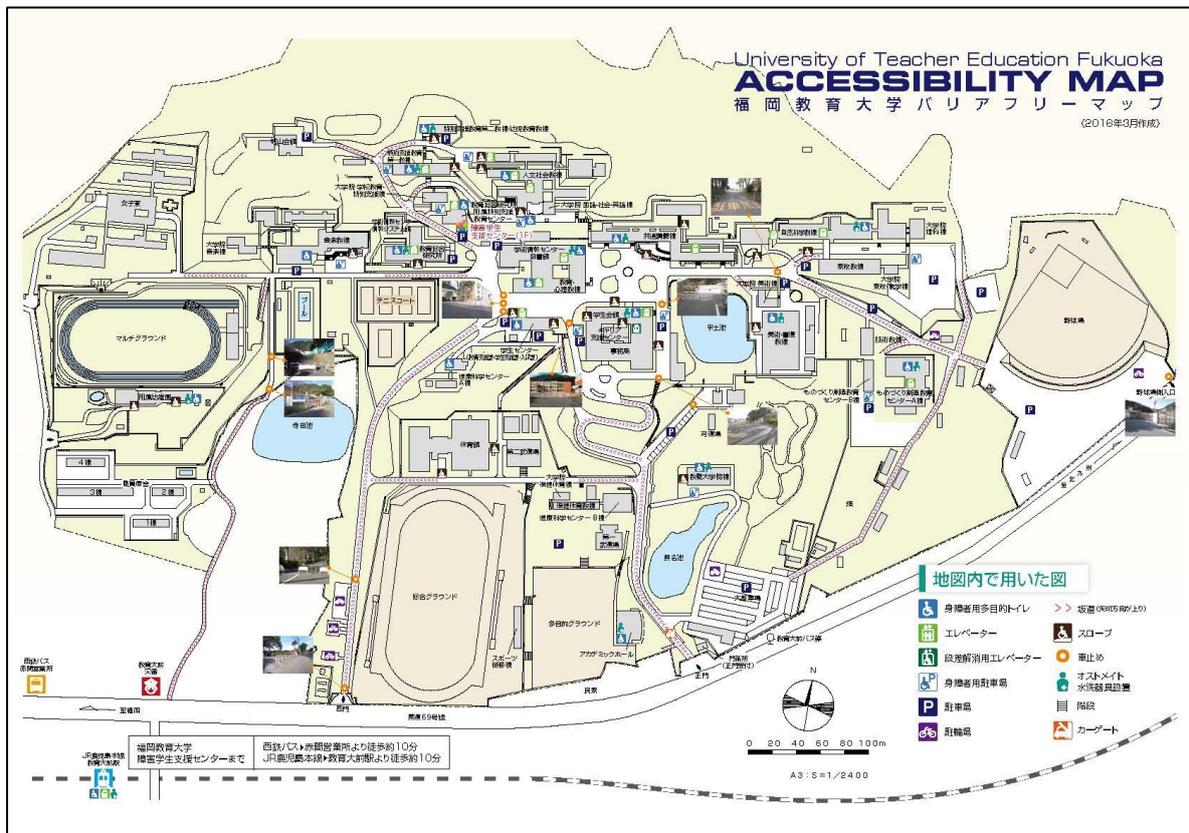


図 7 学内バリアフリーマップ

4. 障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査

実施の背景と目的

障害学生支援センターは、障害学生支援の充実を図るため、平成27年8月より従来の「障害学生支援室」を「障害学生支援センター」として発展・拡充し、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っている。このような状況の中、今後の障害学生支援の充実のため課題や方向性を検討するため、障害学生が受講する授業担当教員へ障害学生支援についての現状や意見についてアンケート調査（資料9 P55～P57）を実施した。

方法

（1）調査対象者

平成27年度前期・後期において、本学で開講された授業のうち、障害学生が受講した授業の担当教員91名（常勤47名、非常勤44名）にアンケート調査を依頼した。

（2）調査方法

作成したアンケートを対象者に郵送、またはEメールもしくは学生ポータルシステムで送付し、いずれかの方法で回答を求めた。

（3）調査時期

2016年1月22日～1月29日

（4）回収状況

調査対象91人の教員のうち、最終的に50人から回答を得られた。なお、回収状況は常勤教員46%（23人）、非常勤講師54%（27人）、合計55%（50人）で、非常勤講師からの回答率が常勤教員からの回答率をやや上回った。回答方法は、調査票74%（37人）、Eメール26%（13人）であった。

調査結果及び概要

各調査結果は以下の通りである。

問① 担当した授業（障害のある学生が受講した授業）について

まず、担当した授業において障害のある学生の障害種を尋ねたところ、以下の結果が得られた。授業において担当した学生の障害種にあてはまるもの全てを選択するよう求めた。

支援件数は、視覚障害38件、聴覚障害87件、肢体不自由2件、病弱・虚弱5件、発達障害5件、精神障害3件、不明7件であり、調査対象教員が行った支援数合計は、147件であった。本学では聴覚障害学生、視覚障害学生に対しての支援件数が合計125件と全体の85%を占めていることが分かる（図1）。

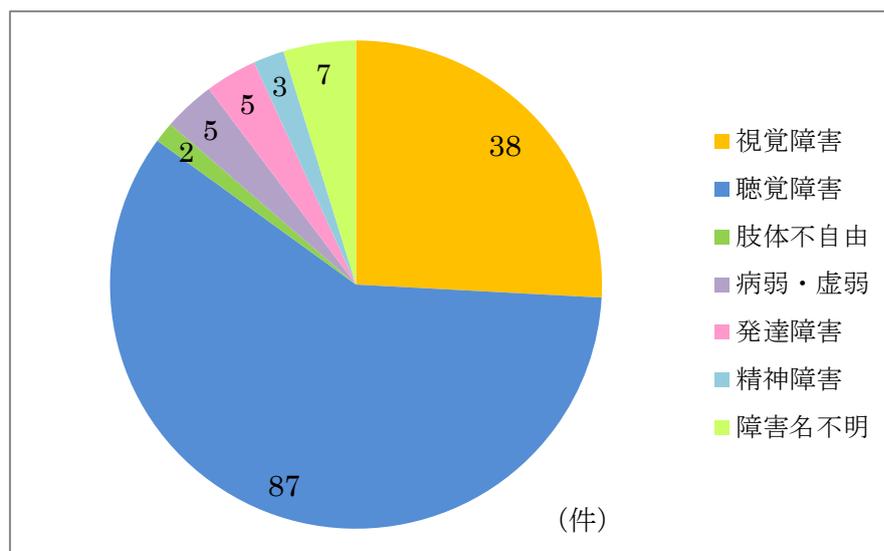


図1 支援件数

また、障害のある学生、支援を担当している学生へ行った配慮について、今まで行ったことがあるもの全てを尋ねた結果を図2-1～図2-7に示す。視覚障害学生への配慮については、「教材の拡大」が16件と最も多い。

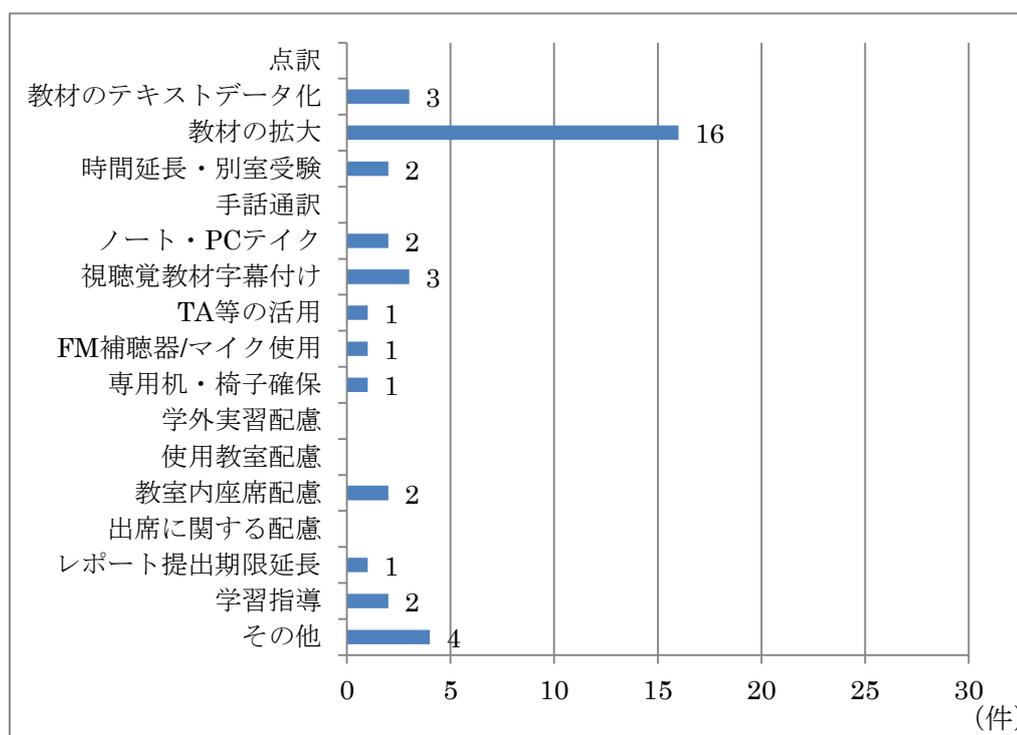


図2-1 視覚障害学生へ行った配慮内容

聴覚障害学生への配慮については、「ノート・PCテイク」28件と最も多かった。

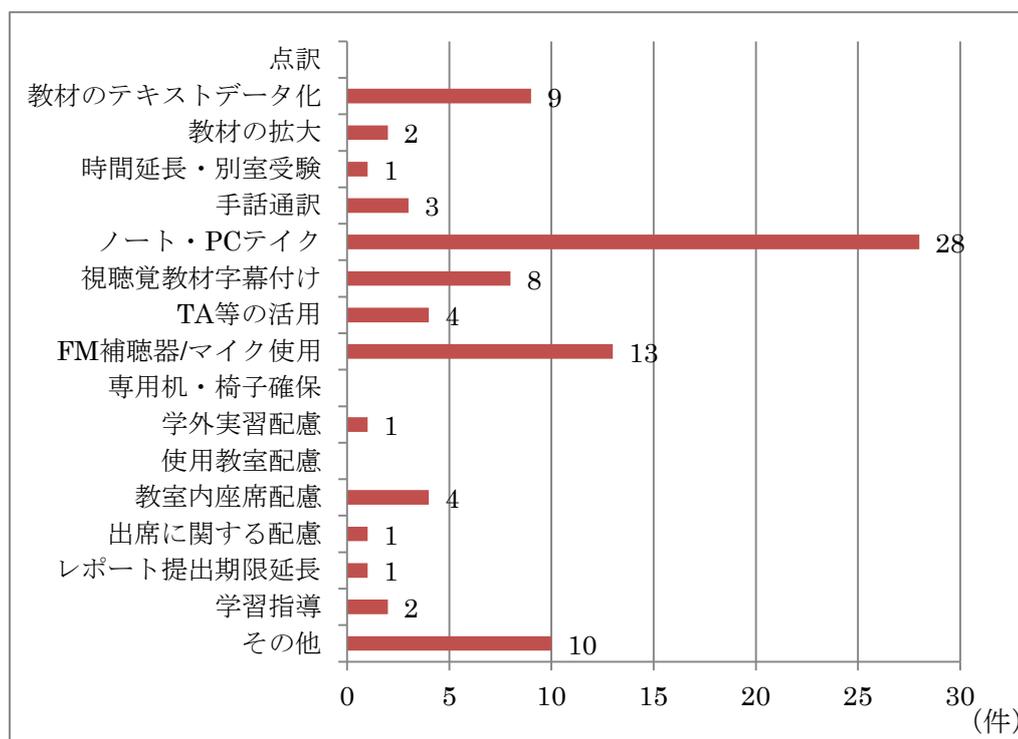


図 2-2 聴覚障害学生へ行った配慮

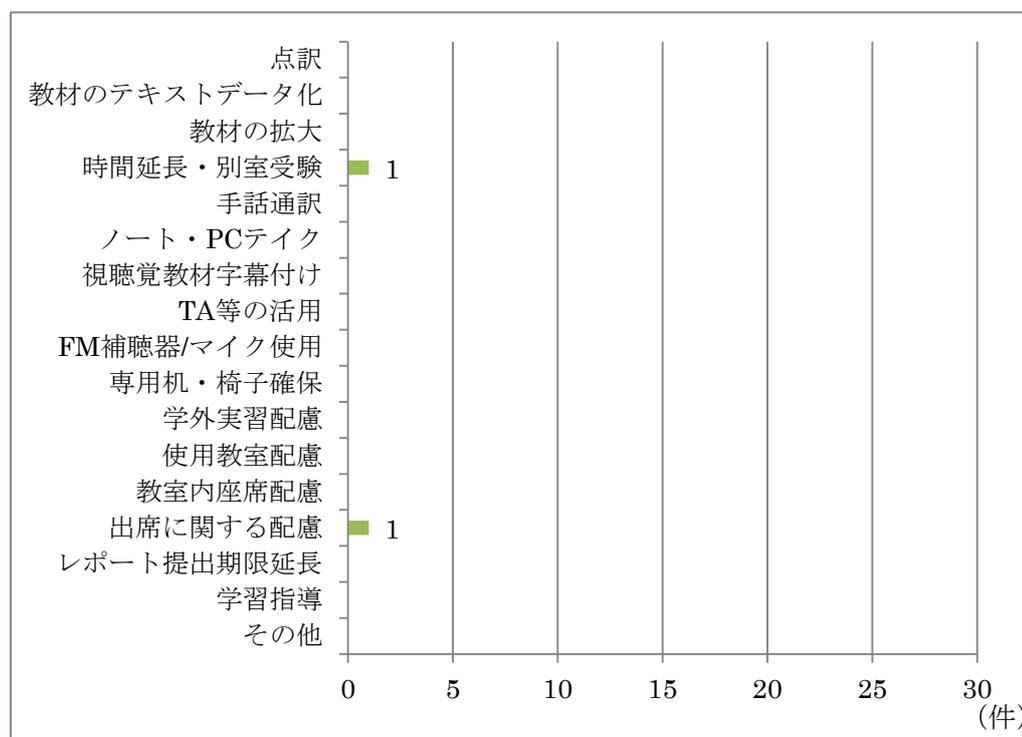


図 2-3 肢体不自由学生へ行った配慮

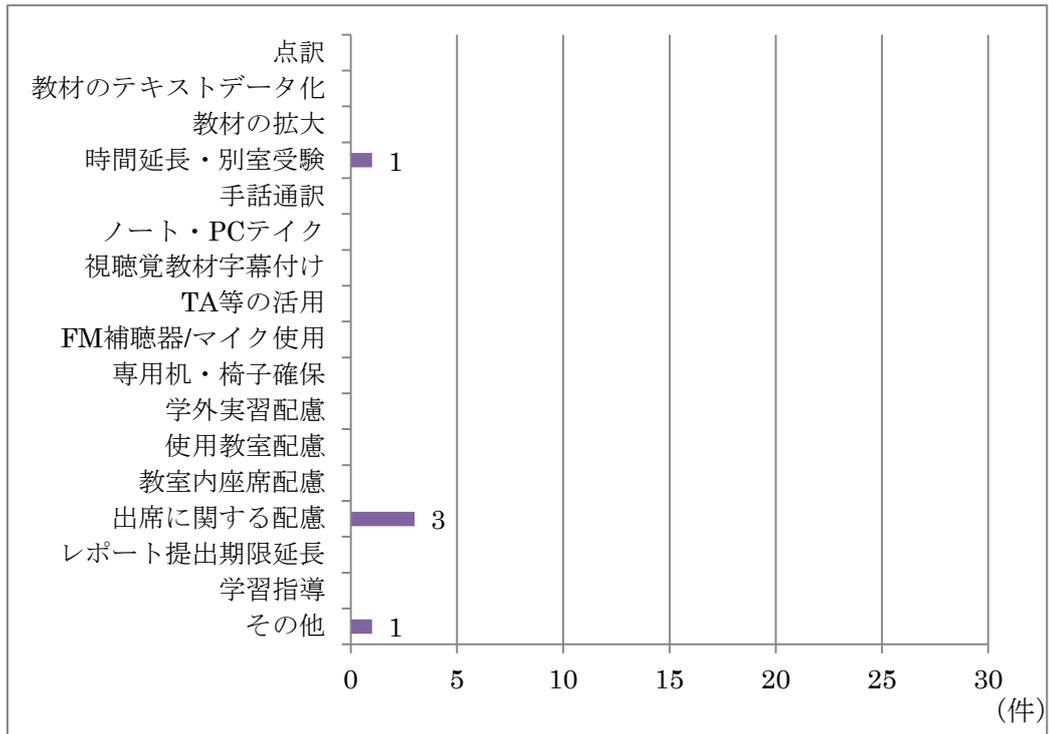


図 2-4 病弱・虚弱の学生へ行った配慮

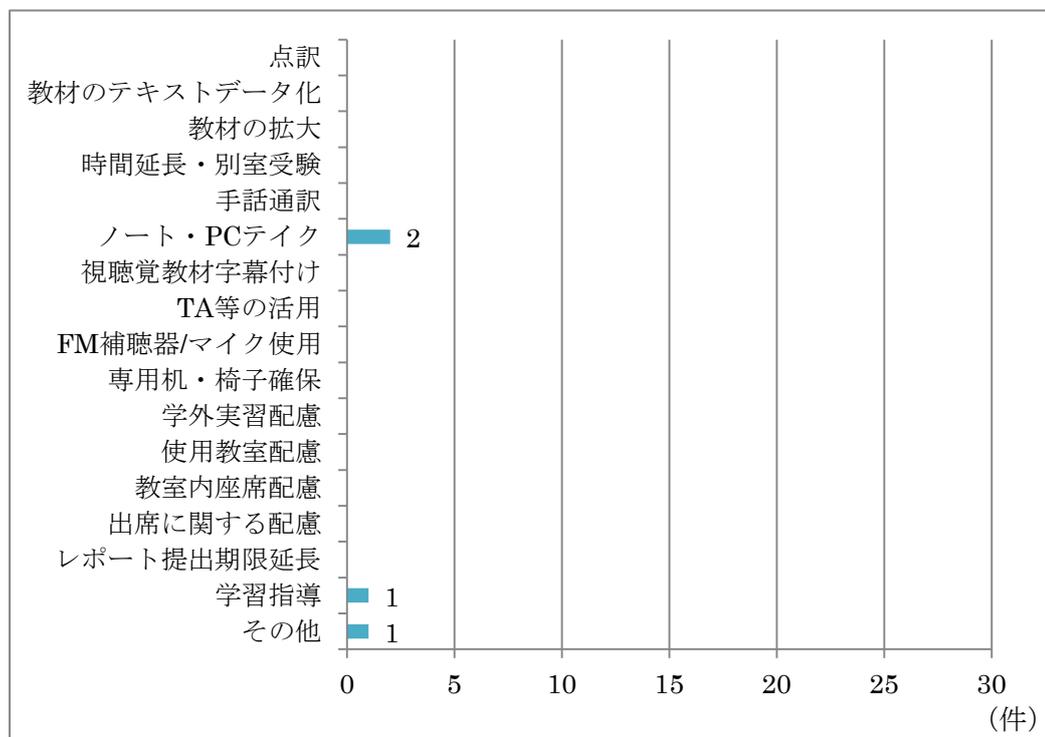


図 2-5 発達障害学生へ行った配慮

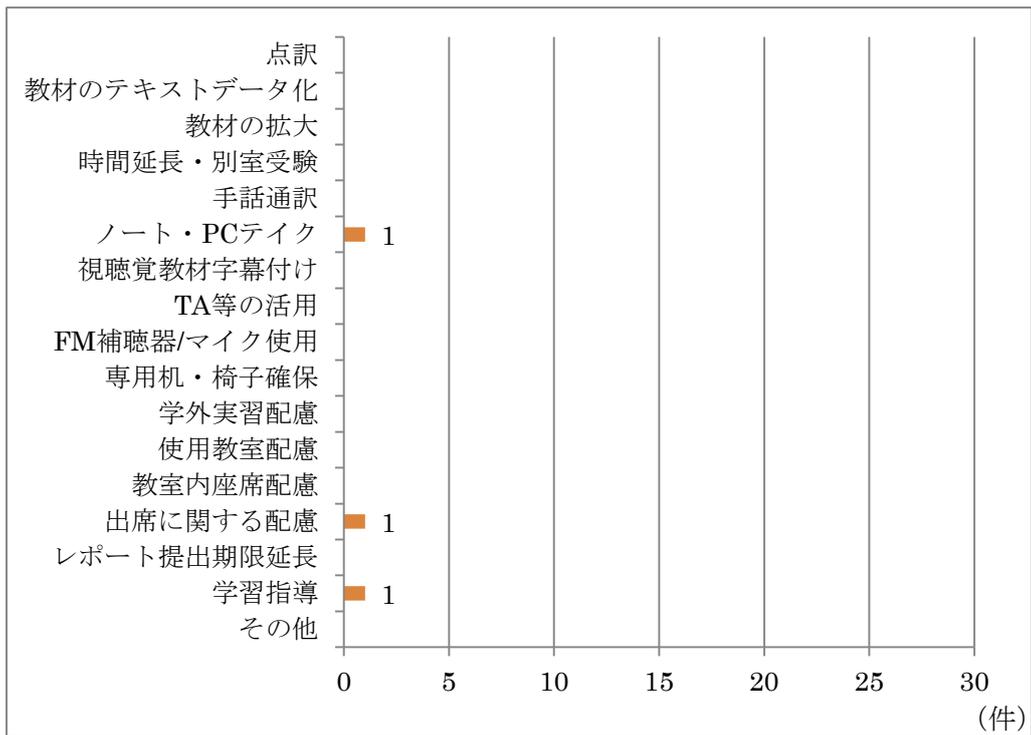


図 2-6 精神障害のある学生へ行った配慮

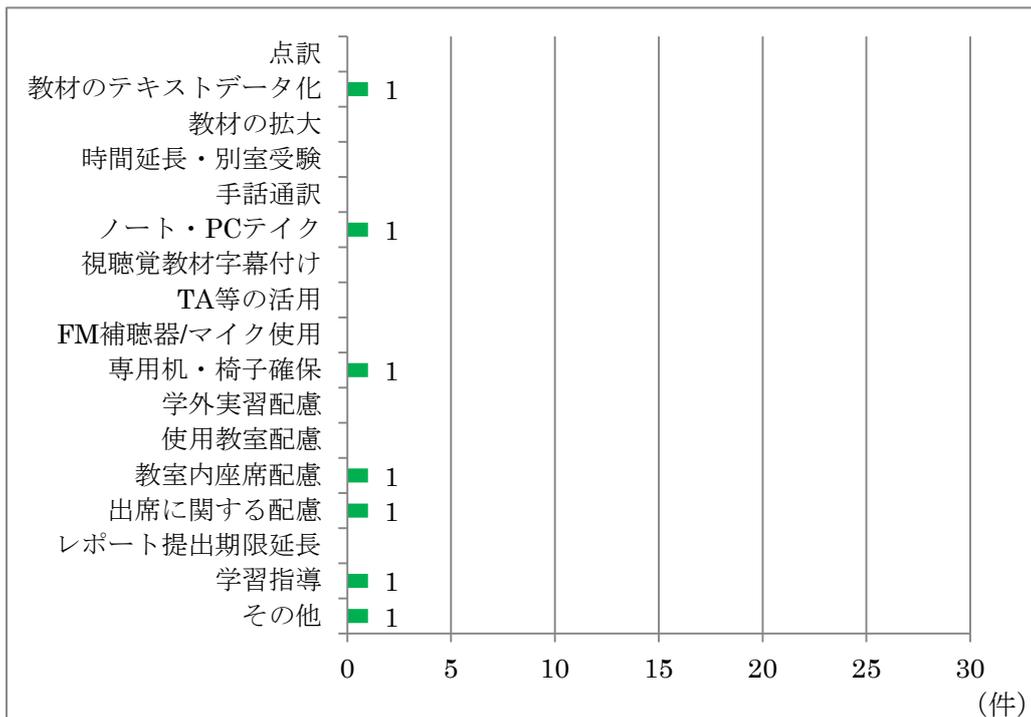


図 2-7 障害のある学生（障害名不明）へ行った配慮

尚、全ての障害種の中で比較しても「ノート・PCテイク」が本学において最も件数が多い配慮であることが分かる。「視聴覚教材字幕付け」については、聴覚障害学生への配慮の中で 8 件の 5 位であり、聴覚障害学生から視聴覚教材字幕付けに対しての要望がある状況から考慮すると、実際行っている配慮件数としては、低い件数となった。今後授業担当教

員に対して視聴覚教材字幕付けの必要性についての案内を強化していく必要があることが明らかになった。

問② 障害のある学生への配慮は、授業の達成目標という観点から見て十分だと思いますか。

上記について尋ねたところ、図3のような結果が得られた。回答者全体では、「少しそう思う」が27人と多く、次いで「とてもそう思う」が15人であった。これらの結果より配慮を行うことで、授業の達成目標が損なわれていることはないものと推測される。

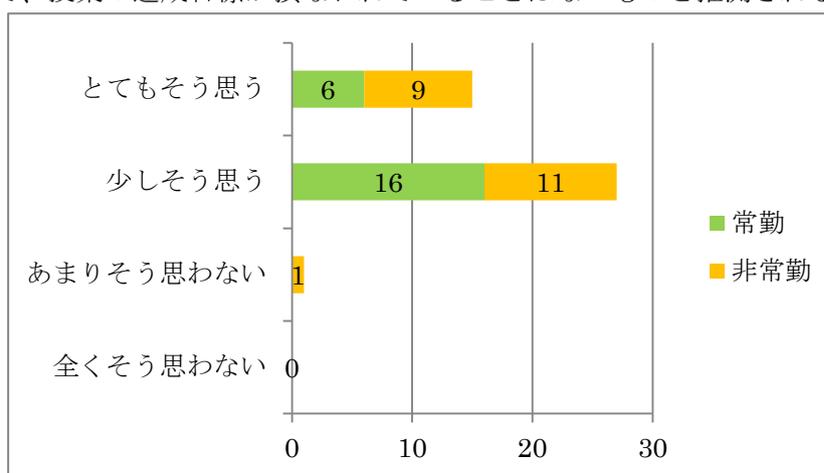


図3 問②の結果

問③ 障害のある学生に授業を行うことで、授業のユニバーサル化が進んだと思いますか。

上記について尋ねたところ、図4のような結果が得られた。回答者全体では、「少しそう思う」が26人、「とてもそう思う」が6人であった一方、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」も合わせて11人となっており、誰もが授業に参加できるようにするため、教員の側にも授業の工夫が求められると考えられる。

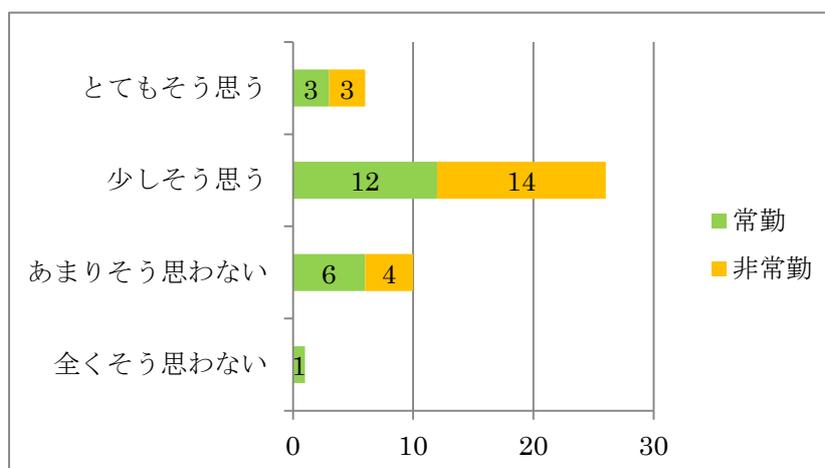


図4 問③の結果

問④ 障害のある学生へ授業を行ってゆく上でFDが必要と思いますか。

上記について尋ねたところ、図5のような結果が得られた。「とてもそう思う」と回答した常勤教員6人、非常勤教員9人であり、「少しそう思う」と回答した常勤教員は10人、非常勤講師は8人であった。これらの回答から授業を行っていく上でFDの実施が常勤教員、非常勤講師問わず求めている事が明らかになった。

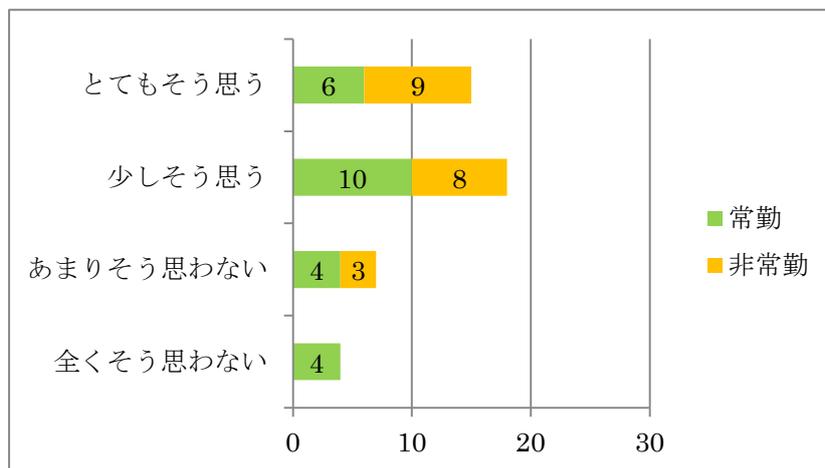


図5 問④の結果

問⑤ 障害のある学生への支援を行うにあたって上手くいかなかった授業について、その頻度をひとつ選んで下さい。

上記について尋ねたところ、図6のような結果が得られた。「たまにある」と回答した常勤教員が10人、非常勤講師が9人であり、常勤教員、非常勤講師ともに授業を行うにあたり上手くいかない原因と対応策をFD等で検討していく必要性がある。

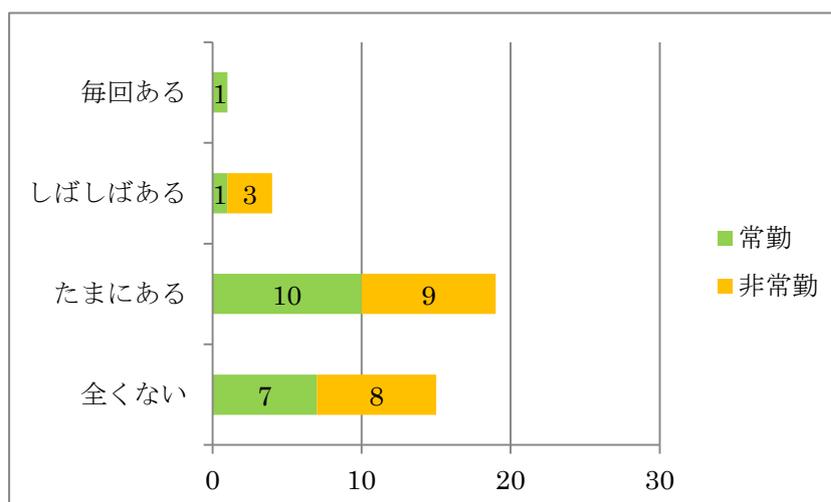


図6 問⑤の結果

問⑥ 障害のある学生が自分の必要な配慮事項について、能動的に先生方に伝えたと思うか。

図7のような結果が得られた。「とてもそう思う」と回答した教員が全体で12人、「少しそう思う」が20人であった。障害のある学生が能動的に支援を周囲に求めることができるようになるよう、学生に対し支援を行っていく必要があることがこの結果から分かる。

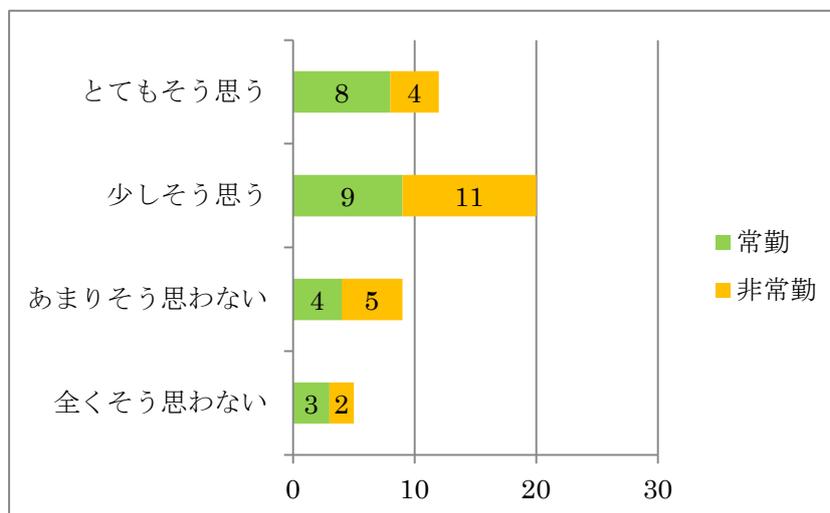


図7 問⑥の結果

問⑦ 障害学生支援センターより送付した、障害のある学生への配慮依頼文書は十分に理解されましたか。

図8のような結果が得られた。「とてもそう思う」と回答した教員が全体の58%であり、配慮依頼文書は、理解されている傾向にあることが分かった。しかし、「あまりそう思わない」と回答した教員も全体の6%おり、配慮依頼文書をより一層理解しやすいものとしていく必要があることが明らかになった。

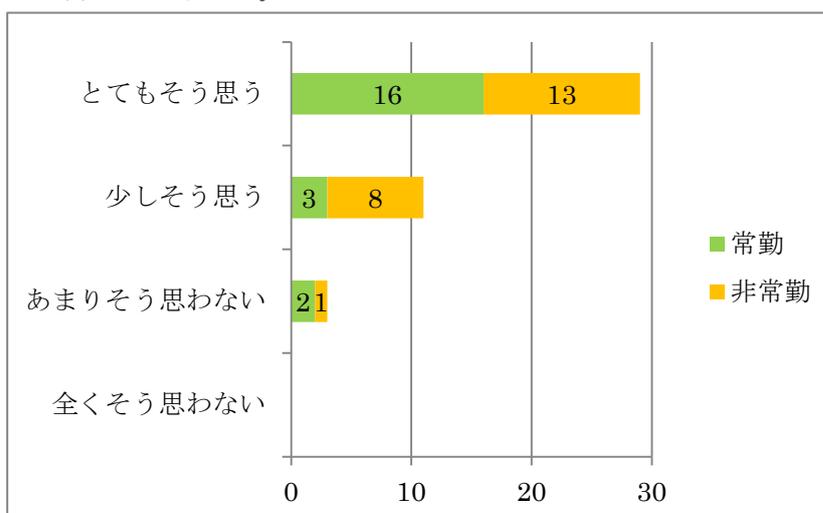


図8 問⑦の結果

問⑧ 障害のある学生への支援を行うにあたって工夫した点について記述して下さい。

障害種別にまとめたものを表1に示す。

表1 支援を行うにあたって工夫した点

視覚障害	
資料、教材、 板書について	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイントをタブレット PC にうつして、視覚障害学生の手元で閲覧できるようにした。 ・映像資料が見つらなかった場合には、DVD の貸出を提案した。 ・板書の際は、大きな字を書くように心がけた。 ・資料の拡大。 ・シンプルかつ大きな文字の資料づくりをするよう心がけた。 ・聴覚的な支援に努めた。
授業に進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に受講している周りの学生にも配慮するよう、心がけた。
聴覚障害	
話し方について	<ul style="list-style-type: none"> ・明瞭に話すことを心がけた。 ・ゆっくりと話したり、ジェスチャーを加えたりした。 ・常に視線を向け、理解度を気にしたり、話を中断させたりした。
資料、教材について	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を多く配布するなど、視覚的な支援に努めた。 ・スライドを活用した。 ・講義資料を「独自の資料（出来る限り講義内容を説明する通りに文字で作成）」をテイカーともにわたした。 ・配布プリントに行数を書き込み、参照しやすくした。 ・テイカーに使用するスライド等を事前にわたすようにした。 ・視聴覚教材への字幕挿入依頼を行った。
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・説明後にノートをとる時間を与えた。 ・できるだけゆっくりと授業をすすめ、資料は多く準備した。 ・TA あるいは、友人に近くに座ってもらうようにした。 ・動きのある授業では、日頃から知っている学生にも同じグループに入ってもらうようにした。 ・授業前にグループ活動の内容や方法を説明し、参加可能かどうかの確認を行った。 ・口頭での説明が早すぎた場合には、事後に補足説明を行った。
支援機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・FM マイクをつけるようにした。（学生から依頼） ・個別指導時には、筆談またはスマホアプリを活用した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・話すスピード、授業内容や資料の理解はできたかについて、声をかけてコミュニケーションを図った。 ・要望が出やすいように、学生に声かけを行った。

-
- ・クラスの雰囲気づくり、授業内容、教材において出来る限りの工夫を行った。

内部障害

- | | |
|------------|--|
| 授業の進め方について | <ul style="list-style-type: none">・授業前後に時間的余裕を持たせるようにした。・試験については、本人と相談して、配慮を行った。・授業前後に声をかけ、状況を確認したり、相談してくれるように指示したりした。 |
|------------|--|

- | | |
|--------|--|
| 試験について | <ul style="list-style-type: none">・本人と相談して、配慮を行った。 |
|--------|--|

精神障害

- ・学生本人が申し出た場合、欠席分を別途、課題で配慮したりした。

発達障害

- ・一緒に学習する仲間をつけた。
- ・学生本人が申し出た場合、欠席分を別途、課題で配慮したりした。

共通

- | | |
|------------|---|
| 授業の進め方について | <ul style="list-style-type: none">・本人に参加の仕方を聞くとともに、周りの学生にも協力を求めた。・支援内容が適切か、本人に確認するようにした。 |
|------------|---|

- | | |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・授業時間外での質問を積極的に受け付けたり、試験の予想問題を渡したり、評価を多面的にしたりするなどの配慮をした。 |
|-----|--|
-

問⑨ 障害のある学生への支援を行うにあたって不安な点について記述して下さい

障害種別にまとめたものを表2に示す。

表2 支援を行うにあたって不安な点

視覚障害	
教材について	<ul style="list-style-type: none"> ・学生のプレゼン中心の授業だと、資料を学生が作成するのと、実際に提出する学生もいるため、事前の拡大ができない。 ・視覚教材を多く使用したため、本人がどこまで授業に参加できていたか分からない。 ・映像教材が、どこまで伝わっているか。
バリアフリー面について	<ul style="list-style-type: none"> ・段差のある講義室は大丈夫かと不安だった。
聴覚障害	
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材を直前に用意した場合、対応できない。 ・外国語において、今後の使用についての学生の動機を考えると、モチベーションをどのように与え、高めて授業を行うべきか。 ・講義中にどうしても早口で説明してしまう。 ・授業の進め方が、これまでより若干遅くなってしまう。
評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語において、他の学生は自分の英語力と聴力に頼るが、テイクカーをつけている学生は平等なのだろうかと思ってしまう。 ・講義内容が理解できているのかどうか。
コミュニケーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・教員とのコミュニケーションがとれているか不安。 ・どこまで、どのように尋ねてよいのか。
支援方法、対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・字幕挿入依頼のタイミングが難しい。 ・学外実習（泊まりあり）があるが、どの程度支援が必要なのか、大学として支援が可能なのか。
内部障害	
障害の状態について	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要かどうか、外観からは分かりにくい。
共通	
授業の理解について	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の内容が理解できているかどうか。 ・他の学生同様の学びになっているのか。
授業の進め方や事前準備について	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のやり方（実験等の活動や配付資料、提示スライド、板書等）を根本的に変えなければいけないため、負担が大きい。 ・受講生が多いため、個別対応が難しい。 ・授業が進むにつれて、障害のある学生がいることを忘れてしまう。

支援内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援が十分できているのかどうか。 ・本人が納得したものであるのか。 ・リスニングがある場合への対応。 ・受講生が多い中で、障害種別の違う学生に対して授業することに難しさを感じる。 ・非常勤のため、施設の機材、照明、印刷のことなど、支援を組み合わせることに限界があるように思う。
障害の状態について	<ul style="list-style-type: none"> ・本人にどの都度、授業の理解について確認していいのか。(自分の障害を明らかにしているか。) ・本人から直接、障害の程度を聞いていないため、理解がどこまでできているのか不安。 ・学生個人の状況が詳しく分からないので、具体的な支援が難しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、障害のある学生についての情報を得たい。(どういう支援が必要なのか。) ・教員側の障害についての知識が足りないこと。 ・特にどのような点に配慮すべきなのかについて、もう少し情報共有ができるとありがたい。 ・障害学生支援に関わる学生が少ない。 ・支援学生のモチベーションが気になる。 ・障害学生の積極性が足りない。 ・教職員の認識・理解。 ・障害のある学生の気持ちが理解しづらい。 ・あまり学生と話す機会がない。

問⑩ その他 障害のある学生への支援全般について、ご意見・ご提案等自由に記述して下さい。

自由記述の内容をまとめたものを表3に示す。

表3 支援全般について

支援方法について	<ul style="list-style-type: none">・出来る限りの支援をすることが求められる。・テイカーの学生の存在にずいぶん助けられた。・字幕については、依頼できれば助かる。・毎回、支援センターからの応援が来るのは、授業を査定されているようでやりにくい。(特に専門が同じ人がくると)・一言一句文字にされていると思うと、言い間違いやうっかりしたことは言えないし、冗談も言いにくい。・資料の拡大コピー、テイカーの派遣に協力してもらい助かった。・大学の合理的配慮について、素晴らしかった。
事前準備について	<ul style="list-style-type: none">・ビデオの導入を決めてから日にちが短いと間に合わないと思念するということもあり、計画的にしないといけないと思った。・テイカーの学生の能力に感心し、話すスピードを十分考慮したため、勉強になった。
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none">・具体的なレベルでは、大学でできるサポートについて理解できていない。・授業内容や教材作成の準備段階で授業をデザインする必要があるため、障害のある学生が受講する場合は、できるだけ早く教えてほしい。・講義資料は、通常的时间配分で作成しているが、テイカーがついてこれる速さにすると、時間が足りなくなるため、どちらに合わせるべきか悩んだ。・配慮について伝えてもらえれば、可能な範囲で援助したいと思う。・受講クラス全体で共通認識を持つことが重要であると思う。・同じ授業に異なる障害のある学生が参加するよりも、別々に参加する方が配慮しやすいと思われた。・対応法について学ぶことが多く、また周りの学生の理解も良い方だと思う。
施設面について	<ul style="list-style-type: none">・どの教室にも、拡大できるカメラのようなものやPCがあつたり、キャビネットの鍵を取りに行く場所が共通講義棟内であればよいと思う。・人文社会教棟内や、そこから共通講義棟までバリアだらけで改善していないのが残念。・障害学生支援センターが狭く、もっと広くて目につく所がよい。
情報共有について	<ul style="list-style-type: none">・事前にどんな障害のある学生が受講するのか、大学側からの詳しい説明が欲しかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を受ける前に、障害の程度を知っておくことは大切だと思う。(面談や書面での通知をしてほしい。) ・必修で受講が分かっている場合は、後期科目の場合でも前期の間に知りたい。 ・初回の授業時にパソコンを使って、講義記録をする支援者がいたが、事前に知らされていなかったため、戸惑った。 ・学生から障害があるとの申告を受けていないので、気づかなかった。
障害理解・認識、 研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生がどんなことに困っているかなどを学ぶ機会 (FD など) があるといい。 ・一般の教員が、障害者に関する理解をもう少し持っておいた方がいいと思う。
コミュニケーション について	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の思いや願いを知るための工夫が必要だと実感している。(本人と話す場をつくる、調査用紙の作成・記入による情報など) ・個別に話す機会を作って話してみたが、遠慮もあるのか、あまり要望がきかれなかったように思う。
支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害や聴覚障害の学生への配慮として、授業のやり方(実験等の活動や配付資料、スライド、板書等)を 根本的に変える場合のサポート体制(手話を行える人の派遣や点字に置き換える作業、字幕挿入等)どの程度、本学で整備されているのかの情報が不足している。 ・大学主導ではなく、ピアサポートのような状態にもっていくことが望ましい。 ・行き届いたこの種の配慮に敬意を示します。 ・支援について第三者評価が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教師を目指す学生は良く理解しているので、現状で良いのではないか。 ・大学として体制を整えるのと同時に、場面に応じて必要な支援を獲得する力を本人が培っていくことは、今後も重要。 ・式典では対象学生に障害学生がいなくても、保護者も支援対象として認識して準備する必要がある。(案内文や HP に記載する。) ・大学の授業において実体験として学ぶことのできるメリットに対して、進行速度や内容量の減少というデメリットの割合を抑える工夫が必要。 ・科目数が減りすぎて、これらの工夫をする余裕がないため、教員と学生の選択肢を広げるようなカリキュラムの工夫を検討する必要がある。 ・学生アルバイトの予算があれば、授業準備する際に、障害のある学生のことを考える精神的余裕がでるかもしれない。 ・学生自身の成長のためにも、自身の学習のために支援してほしいことは何か、その内容のどこが困るのか表明していただきたい。

-
- ・選択科目を積極的に受講し、いろいろな資格の取得を願っている。健常者の理解・共生につながると思う。
 - ・障害のある学生の大学教育を推進すべきだと思う。
 - ・全ての学生に学びの機会が保障されるべきと思う。
 - ・本人が明確に支援内容を伝えていける力をつけていくと卒業後も役立つと思う。
 - ・教育制度の改変期にあたり、時事的な内容を多く取り入れた授業が増加すると考えられるため、センターのますますの発展と即応性、柔軟性の高い支援業務の開発に期待している。
-

まとめ

アンケートの中で二つのことが明らかになった。一つは、担当教員が障害学生支援をどのように考えているのかである。問 10 の自由記述欄を見ると、「障害のある学生の大学教育を推進すべき」、「全ての学生に学びの機会が保障されるべき」といった意見が見られ、障害学生支援の意義について教員内で理解が進んできていることがわかる。その反面、「パソコンテイク支援方法について一言一句文字にされることに抵抗がある」という意見もあった。このような意見に関しては、利用学生の声や体験談を積極的に伝えていくことで教員の見方も変化していくのではないかと考える。

二つ目は担当教員が障害学生支援センターに求めていることである。教員は障害学生支援に協力したいが、障害を持つ学生とのコミュニケーションをどう進めていけばよいかや、理解度の把握の難しさ、新たな授業準備の負担感があるということが伺える。また、障害学生を授業に受け入れたことによる進行速度の低下や内容量の減少を工夫して改善したいとの声もある。このような意見が出る背景には、障害学生支援センターの機能・活動内容がまだ教員に十分認知されていないことが考えられる。教員がもっと障害学生支援センターを活用しやすいよう過去の相談内容や、具体的な利用方法を載せた教員向けチラシを作成し、学内に配布すると、センターへの相談が増えていくのではないかと考える。

今後は、教員アンケートにある意見を参考に、学生や教員からの個別の相談対応を積み重ねることによってセンターの機能をより強化していきたい。

5. 平成 27 年度 開催セミナー等

5-1. 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

(平成 27 年 12 月 19 日～20 日)

主催：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

国立大学法人筑波技術大学

共催：国立大学法人 福岡教育大学

【参加者 419 名】対象 高等教育機関教職員、大学等に在籍する聴覚障害学生、大学等に在籍する聴覚障害学生を支援する情報保障者、その他高等教育機関における障害学生支援に関心のある方々

このシンポジウムは 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (以下 PEPNet-Japan) の活動の成果をより多くの大学・機関に向けて発信すると共に全国の高等教育機関における支援実践についての情報交換をすることを目的として、年 1 回行われている。今回、九州地区では初めて開催され、全国から 419 名の障害学生支援に携わる教職員や学生が参加した。

シンポジウムは、2 日間にわたって開催された。1 日目はアフタヌーンセッションとして同一会場内でコンテスト企画や、各種展示、ミニセミナー、相談コーナーなどが展開され、参加者同士が直接情報交換や、各自の興味・関心に合わせて情報収集することができた。

2 日目は、前半は、四つの分科会、後半は平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法がテーマの全体会という構成であった。今回のシンポジウム共催を通して、PEPNet-Japan の活動に、大いに寄与できたのではないかと考える。

【参考リンク先】

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

第 11 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 報告

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=309&tmid=405>

分科会の中で、障害学生支援センター支援担当教員の太田からの報告も行われ、全体会では本学が PEPNet-Japan と共催で公開事例検討会を実施した。

12月20日(日)

10:00～12:00 分科会

- ・分科会1「基礎講座 聴覚障害学生支援再入門 ―合理的配慮の考えにもとづいて―」
- ・分科会2「合理的配慮の時代に求められる聴覚障害学生の構えと技術」
- ・分科会3「一緒にスキルアップ Part2
―ノートテイク・パソコンノートテイク・手話通訳―」
- ・分科会4「チバリョー！最初で最後の九州・沖縄開催としないため
―地区の実践から学ぶ―」

司会：太田富雄（福岡教育大学）

講師：横山正見氏（沖縄大学）

木村素子氏（宮崎大学）

早川 就氏（福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校）

佐々木順二氏（九州ルーテル学院大学）

本分科会では、①地域の大学間の連携、②地域の高校と大学間の連携、の2つを討論の柱に据えた。①では、大学間で情報を共有したり、支援学生の養成に取り組んだり、他大学への支援を行ったり、先進的な取り組みを行い成果をあげている大学からの報告をもとに、②では、聴覚特別支援学校が大学と協力して情報保障の研修会を行い、通常校の聴覚障害学生への情報提供に取り組んでいる特別支援学校からの報告をもとに、連携の意義や役割、課題等について議論を深め、九州・沖縄地区の実践から学べることを明らかにした。

13:00～15:00 全体会

特別企画 公開事例検討会「どうする？どうなる？合理的配慮

―事例から読み解く障害者差別解消法―」

福岡教育大学 障害学生支援センター 共催

5-2. 障害者差別解消法施行に伴う教職員向け講演会（平成 28 年 3 月 10 日）

平成 28 年 4 月からの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）施行により、国立大学では、「障害のある学生等への差別の禁止」及び「合理的配慮の提供」が義務となる。

そこで、障害者差別解消法の内容と、合理的配慮に関する解釈を深めることを目的として、教職員向け講演会を実施した。

講師：金澤 貴之氏（群馬大学教育学部教授）

「障害者差別解消法施行において大学教職員に求められること」 9：30～10：30

会場：福岡教育大学アカデミックホール

※各附属学校には中継システムにより中継



写真 8 講演会の様子

6. 障害学生支援センター 平成27年度スケジュール

平成27年4月～平成28年3月

平成27年		前期授業配慮願い作成・提出
4月	3日	入学式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー（支援学生）派遣 オリエンテーション期間（新入生サポート対応・支援学生募集） オリエンテーションにてテイカー派遣
5月		
6月	19・20日	全国高等教育障害学生支援協議会 第1回大会
7月	25日	オープンキャンパス 支援学生3名派遣
8月	1日	「障害学生支援センター」発足
	27日	「障害者と共に働く職場づくり～合理的配慮に向けて ICTができること」ワークショップ参加（内田）
	29日	九州ルーテル学院大学 「障がいのある学生の修学支援に関する講演会」（内田）
9月	2日	障害学生支援ワークショップに出席（内田）
	16・17日	障害学生支援実務者育成研修会＜応用＞に出席（松永） 後期授業配慮願い作成・提出
10月	5・14日	体制整備セミナーに出席（太田・内田）
	22日	学生支援研究会
	14日	専門テーマ別セミナーに出席（柴田）
11月	28日	推薦入試にて障害のある入学志願者への支援テイカー派遣
	30日	障害学生支援実務者育成研修会＜応用＞出席（松永）
	1日	九州・沖縄地区 障害者支援体制構築に関する協議会（太田）
12月	5日	Q-conference2015（Q-Links 年次報告会） ポスターセッション発表（太田）
	19・20日	日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
平成28年		
1月		「障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査」実施
2月	9日	専門テーマ別セミナーに出席（太田）
	15日	体制整備セミナーに出席（相澤・内田）
	17日	「ともに働くを考える in 福岡」に参加（松永）
3月	10日	「障害者差別解消法施行に伴う教職員向け講演会」開催
	25日	卒業式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー（支援学生）派遣

7. 障害学生支援センター スタッフの報告

支援担当学生の報告

まず、自分がこの活動に参加したきっかけは、先輩からの紹介でした。最初はパソコンの作業なら出来そうという安易な気持ちで開始しました。

しかし、支援活動を通じて、耳が聞こえないと生活の場やコミュニケーションでどのようなことが困るのか、また、障害への理解がどれだけ浸透していないかという新たな視点を発見する機会になりました。例えば、利用学生は授業中にスライドを見ながら説明を聞くことや、テキストとスライドを交互に見比べながら説明を聞くことが難しいため、スライドやテキストに気をとられて音声情報を文字情報として表示している手元のタブレットから目を離してしまうことがあります。そのような場面では、情報を保障するためになるべく利用学生の近くに座り、直接伝えることがあります。また、利用学生と離れて座っている場合は、タブレットに「スライド」と表示させて講義内容だけでなく動作の指示も素早く伝えるようにしています。凄く責任のある活動ですがやりがいもあります。

また、活動を通して、利用学生とコミュニケーションをとりたいと手話の勉強を学生で企画し、手話を支援学生・利用学生あわせて楽しく学ぶ場にもなり、お互いにコミュニケーションをとることができています。この勉強会に参加すると支援学生同士が繋がるだけでなく、支援学生と利用学生が交流することができています。

(教育学研究科 (修士課程) 教育科学専攻 教育臨床心理学コース 2年 藤本 雄樹)

パソコンテイクを中心に支援を行っています。タイピングはそれなりだったので、「授業の内容を入力するだけ、しかも2人がかりなら、難しくないな」と思い、登録しました。当初の動機こそ安易でしたが、テイクで多くのことを学び取ることができました。「見る人にわかりやすい書き方」・「聞き取りやすい授業とは何か」など。

英語教育専攻として、英語の授業でテイクに入ることもよくありました。英語の授業のテイクは「英日を切り替えながら打つ」「英語はアルファベット単位から慣れる必要がある」など、チャレンジングな要素があります。そうして英語の授業で得た技術は卒論などで、存分に活躍してくれました。

(教育学研究科 (修士課程) 教育科学専攻 英語教育コース 2年 出口 純也)

大学1年の春休みに障害学生支援センターに入った当初は、障害を持った方への支援に関する知識もなく、パソコンの操作にも不慣れだったため、一つ一つの仕事に多くの時間がかかっていました。今でも作業の速度が速くなったとは思いませんが、自分なりに丁寧に仕事をしています。これらの仕事を通して、こんな自分にもできることがあるという自信ができました。その自信が、今では、積極的に支援活動を行う原動力となっています。

障害学生支援センターでの活動では、障害を持った方への支援について学ぶ機会がたくさんあります。その中でも、バリアフリーマップの作成では、自分の身の回りに存在するバリアについて、深く考えることができました。

まだまだ学ばなければならないことは多いですが、積極的に学び続け、自分が行なえることができる支援活動を行っていきたいと思います。

(教育学研究科 (修士課程) 教育科学専攻 社会科領域1年 岡村 桃子)

障害学生支援センターに登録した大学1年生の頃は、何もかもが初めての経験で周りの人に迷惑をかけてばかりでした。その時に入った算数の授業のテイクで、専門用語や指示語の多さにまったくついでいけず、全く情報保障が出来なかったことがありました。その後、落ち込んでいる私に当時の利用学生の先輩が「頑張るのも大事だけど、1番は顔晴る！」という手紙をもらいました。

「顔晴って、いつも笑顔でいれば周りが助けてくれる。」

この言葉で支え合うことの大切さを学んだ気がします。責任のある仕事ですが、支援センターで培った経験、出会いは必ず自分の力になります。

(特別支援教育教員養成課程 4年 中野 果歩)

支援活動に参加しようと思ったきっかけは、高校生の際に参加したオープンキャンパスで支援が行われている事を知り興味を持ったからです。活動に参加して一番感じた事は、普段意識せず聞き分けている音でも聴覚障害の学生にとっては必要な情報だという事です。文字起こしやテイクを行う際、主に話している人の情報だけでなく周囲の情報も伝える事を心がけています。今後は入門講座などで後輩に活動内容を教える機会も多いため、4年間活動して感じた事も伝えていきたいと思っています。

(特別支援教育教員養成課程 4年 原田 瑞季)

障害学生支援センターで様々な支援を通して、支援の在り方について考えさせられました。

私はよくビデオの字幕挿入を行うのですが、どうすれば見やすく、読みやすい字幕になるのかを考えます。実際に自分で字幕を入れたビデオを使う際は、画面上で見た際の見え方を確認し、もう少しこうした方が良かったのではないかと考えています。支援室で行われる支援は、登録している利用学生のために行われており、顔の見える支援です。相手の見える支援だからこそ、相手を思う支援を行っていきたいと思っています。

(初等教育教員養成課程 国語専修 3年 古賀 千聡)

私は1年生の7月から支援活動を始めました。実際にパソコンテイクを始めてみると、ただ文字を打つのではなく利用学生の目線からの見やすさや分かりやすさが最重要だと気

がつかしました。そのような視点は活動中だけでなく日常生活でも意識するようになり、情報の伝わりやすさには普段から注意しています。

テイク活動は責任が重い分、とてもやりがいのある活動です。私も始めは緊張してばかりでしたが、徐々に慣れて今では楽しく活動を行っているので、興味のある方はぜひ障害学生支援センターの扉を叩いてみてください。

(芸術課程 音楽コース 3年 鞆野 翠)

私は入学してからパソコンテイクや字幕挿入、バリアフリーマップの作成などを行っています。学内の調査をしていく中で、大切なことはエレベーターやスロープなどの設備だけではないと気づかされました。スロープの入口に車が停めてあるなどの問題点を見つける度に周囲の思いやりも大事なことだと考えさせられます。車椅子を利用している方や、視覚障がいのある方などの役に立てるように正確なマップ作りに励み、よりよい環境作りのお手伝いができたらと思います。

私は支援活動を通じて視野が広がりました。利用学生の声聞くこと、自分で建物の調査をすることで普段の生活では見えないことや気づかなかったことをたくさん知ることができます。そのような点でとてもやりがいのある仕事なのでこれからも続けていきたいです。

(特別支援教育教員養成課程 2年 山下 樹更)

私は1年生の春にパソコンテイクを始め、今までいろんな授業をテイクしてきました。自分の課程では受けられないような専門的な授業を受けることもあり、純粋に面白いです。他の課程の授業でも自分の専門にも繋がるような話があったりするので、自分の見識を深めるのに非常に役に立ちました。

また、活動を通じ、障害者支援の考え方を自分の中に取り込むことで、暮らしの中のバリアフリーの仕組みや、逆にそうでないものに気が付くことができるようになりました。テイクの活動は、ただタイピングが速くなったりするだけのものではなく、自分の人生において良い成長をもたらしてくれるものだと思います。

(共生社会教育課程 福祉社会教育コース 2年 末竹 ゆりか)

支援を受けた学生の報告

大学に入学してからずっと、テイクを利用してきました。私が積極的に授業を履修することができたのも、テイクがあったおかげの部分もあったと思います。もちろん、テイクだけで授業内容を完全に補うことができるというわけではありませんが、自分で後で調べるのにも、テイクを活用しています。しかし、テイクの存在を知らない人、聞いたことない人は沢山います。大学でテイクを利用して授業を受けていると言っても、具体的に説明しないと分かってもらえません。テイクは聴覚に障害をもつ人達にとっては大切な情報を得るためのものです。もっと沢山のの人にテイクの存在を知ってもらいたいと思います。私は、テイクを利用することができて、恵まれていると思います。身障者手帳を持ってない私でもこのような情報支援をしていただき、本当に感謝しています。

(共生社会教育課程 福祉社会教育 4年 池田 麻純)

私は視覚に障害のある弱視です。大学の講義では、パワーポイントのデータを提供していただき、iPadにダウンロードし画面上で拡大する、配付される資料の拡大コピーを用意していただく等の配慮をしていただくことで学習しています。

4月に2年生になり、大学生活にも慣れてきたので、同じように障害のある方の支援について学ぼうと思い、先日、パソコンテイクの講習会に参加させていただきました。

講習会の中で、パソコンテイクでは、教授の話す言葉だけでなく、利用者の方により具体的に授業の様子が伝わるよう、学生のざわめきや自然の音（雨の音や蝉の鳴き声）も文字にすることを教えていただきました。この事を知ったとき、私は聴覚障害と視覚障害の共通点に気づきました。それは、わからないことに対する不安です。視覚障害がある場合、例えば誰かが面白い光景を撮った写真を大勢に向けて見せた時、どんな写真で何が可笑しくて周りが笑っているのか瞬時に共有することができません。このような時、私は自分だけが話についていけず、とても不安になります。聴覚障害のある方も同じように、例えば何かが起きて周囲がざわめいたり笑ったりしている時、起きたことがわからなければ反応することができず、焦ったり不安になったりすると思います。このように、周りの状況がわからなければ不安に思うことや、少しでもそれがわかれば安心感が生まれることは、見えにくい・聞こえにくいの間では同じなのではないかと思いました。この気付きを大切に、利用者のニーズを考えられるようなテイクになりたいです。

また、視力が低いことで自然と身に付いていたブラインドタッチが、パソコンテイクの現場で役に立つことを初めて知りました。まだまだ練習は必要ですが、せっかく身に付いたブラインドタッチの能力を活かし、自分が得意とすることで支援のお手伝いをしていきたいです。

(特別支援教育教員養成課程 2年 佐野 実咲)

私が本大学を受験し、入学した理由の一つが、この障害学生支援センターでした。今年で1年経ちましたが、基本全ての授業にパソコンテイクを派遣してくださったり、障害学生支援センターのスタッフも情報保障に関して深い理解があったりと、これまで何の不自由もなく授業を受けてこられました。支援学生の皆さんはとても優しく、状況に応じた対応と一緒に考えてくれました。また手話も覚え、話しかけてくれるのが嬉しく、入学当初不安でいっぱいだった私にとっては大変心強いものでした。今後大学に障害を持つ人が入学してきたとき、その人の不安が和らぐ要素の一つになれるように、私も出来る限りの協力をして今ある支援の質をより良くしていきたいです。

(芸術課程美術コース 2年 中原 茜)

＜障害のある学生等への支援に関する基本方針＞

障害のある学生等への支援に関する基本方針

平成 27 年 12 月 24 日
国立大学法人福岡教育大学

国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）は、全学的な支援体制を整備するとともに、障害のある学生の修学及び学生生活の支援や他大学へ障害のある学生の修学支援に関するさまざまな情報提供を行うなど、九州・沖縄地区における障害のある学生の支援や学生の支援力の推進に寄与してきたところである。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）の施行に基づき、障害のある学生等への支援をより一層推進していくため、以下の基本方針を策定する。

本学は、障害のある学生及び本学の入学を希望する者並びに本学を利用する者（以下「障害のある学生等」という。）が、本学での修学、学生生活、大学行事等において、障害のない学生等と平等に参加できるよう、学内外の関係部局等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、本学における障害のある学生等への支援の充実を図る。

また、障害のある学生が教員となるために必要な資質能力を身に付け、社会参加に向けて自立できるよう取り組む。

さらに、障害者差別解消法の基本理念に基づき、本学が掲げる理念及び教育目標を、学生の障害の有無や程度によって、分け隔てることなく達成するとともに、本学構成員が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる大学を目指す。

（機会の確保と教育の質の維持）

1. 障害のある学生等が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、障害のある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

（情報公開）

2. 障害のある大学進学希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（合理的配慮の決定過程）

3. 障害のある学生または家族等からの要望に基づき、障害学生支援センター及び本学各部局が連携して必要な支援内容を検討し、障害のある学生等と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

（教育方法等）

4. 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

（支援体制）

5. 障害学生支援センターが学内外の関係部局と連携しながら全学的な支援体制を強化するとともに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

（環境整備）

6. 障害のある学生等が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパスのバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等、障害のある学生の環境整備の促進に努める。

＜障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領＞

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

平成 28 年 3 月 14 日

（目的）

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、国立大学法人福岡教育大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 本学は「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、「障害のある学生等への支援に関する基本方針」を策定し、障害のある者が障害のない者と平等に教育・研究に参加できるよう機会を確保し、障害のある学生が教員となるために必要な資質能力を身に付け、社会参加に向けて自立できるよう取り組むとともに、本学構成員が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる大学を目指す。

（定義）

第 3 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生等 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、（附属学校（園）を含む）における教育及び研究、また、その他の関連する活動全般において、障害のある学生・幼児・児童・生徒、本学に入学を希望する者及び本学を利用する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第 4 条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害のある学生等に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供

を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある学生等の権利利益を侵害することをいう。なお、障害のある学生等の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害のある学生等、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害のある学生等にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害のある学生等が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害のある学生等にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
 - (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第 5 条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者 副学長（学生指導・学生支援担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者 国立大学法人福岡教育大学運営規則第 29 条に規定の各組織等の長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

する。

- (4) 監督者 国立大学法人福岡教育大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に規定する職員のうちから監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第 6 条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害のある学生等に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害のある学生等に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害のある学生等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第 7 条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害のない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生等の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第 8 条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある学生等の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害のある学生等が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害のある学生等の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害のある学生等がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害のある学生等に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前 2 項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第 9 条 障害のある学生等及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- (1) 障害学生支援センター
- (2) 健康科学センター
- (3) 各附属学校に配置の特別支援教育コーディネーター

(紛争の防止等のための体制の整備)

第 10 条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い,合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、人権教育推進委員会とする。

(教職員への研修・啓発)

第 11 条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修。
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修。
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害のある学生等へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発。

(懲戒処分等)

第 12 条 教職員が、障害のある学生等に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第 42 条第 1 項第 1 号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に 関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第7条及び第8条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第7条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に当該試験等の結果を学習評価の対象から除外、また、評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第8条関係）

合理的配慮は、障害のある学生等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、

必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害のある学生等に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第4条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 障害のある学生等のための各種支援機器の貸し出しを行うこと。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害のある学生等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。

- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、障害のある学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、本人の休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害のある学生等に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限

の延長を認めること。

- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保する等の、障害に応じた配慮をすること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講・補習を行う等、学習の内容の習得機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

<配慮願い：例（視覚障害）>

平成 27 年〇月

授業担当教員 様

障害学生支援センター長
△△△△

視覚障害のある学生の授業履修に伴う配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に、△△△△さん（学籍番号 〇〇〇〇）という視覚障害のある学生が在籍しておりますので、下記のご配慮をお願いいたします。

記

- ① 講義で使用する資料について
講義内では、本人が iPad で閲覧しますので、必ず講義 3 日前までに障害学生支援センターまでデータでの提供をお願いします。
- ② 支援機器の持込みについて
対象学生が使用する支援機器（単眼鏡、iPad）の持ち込み及び使用について許可をお願いします。
- ③ 試験について
試験時間、方法等については、対象学生の障害を考慮した内容の検討をお願いします。
<記述式の試験の場合>
 - ・黒の罫線入りの回答用紙をご用意下さい。
 - ・試験の際、本人に用紙の枚数を口頭でお知らせ下さい。<レポートの場合>
 - ・課題内容は、データでの提供をお願いします。

障害学生支援センター
TEL : 0940-72-6062
E-mail : hachi20@fukuoka-edu.ac.jp
(月～金 10:15～17:00)

<配慮願ひ：例（聴覚障害）>

授業担当教員 様

平成 27 年〇月

障害学生支援センター長
△△△△

聴覚障害のある学生の授業履修に伴うご配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に、△△△△さん（学籍番号 〇〇〇〇）という聴覚障害のある学生が在籍しております。

本人は、FM マイク（補聴援助機器）を使用し学んでおりますので、下記のご配慮をお願いします。

記

- ① FM マイク（補聴援助機器）の使用について
学生が持参する **FM マイクの装着**をお願いします。
- ② ビデオ教材を利用する授業への字幕挿入について
授業の中でビデオ（DVD）教材を使う場合は、字幕を挿入します。
「視聴覚教材挿入依頼申請書」に記入して **3週間前までに**図書館に御申請下さい。
- ③ ノートテイカー（筆記通訳者）の配置について
授業には、2名のノートテイカーを配置します。**テイカーが聞き取れる速さでお話し下さい。**
- ③ 資料の提供について
より正確な情報保障を行うために、ノートテイカーにも資料をお渡し下さい。

障害学生支援センター
TEL : 0940-72-6062
E-mail : hachi20@fukuoka-edu.ac.jp
月～金 10:15～17:00

<視聴覚教材字幕挿入依頼申請書>

視聴覚教材字幕挿入依頼申請書

平成 年 月 日

申請者氏名

申請者所属

連絡先	電話	
	E-mail	

下記のとおり視聴覚教材への字幕挿入を依頼します。

映像名	
使用部分 (使用時間等)	
使用授業名	
使用予定日	
備考	

<著作権者の許諾について> 下記のいずれかにシ印を記入ください。

- 自作映像
- 著作権者の許諾有 字幕付き教材を作成後、返送いたします。管理をお願いいたします。
- 著作権者の許諾無 字幕付き教材及び文字情報については、大学図書館にて管理いたします。大学図書館にて貸出可能です。

字幕挿入依頼申請前に必ずお読みください。

- ▶ 目的以外の使用はしないでください。
- ▶ 字幕挿入作業は時間を要しますので、使用予定日の3週間前までに依頼申請書をご提出ください。
(急ぎでの使用の場合は、3週間前でなくても受付をいたしますので、ご相談ください。)

大学図書館 記入欄	受付日	担当者印	障害学生 支援センター 記入欄	作成依頼日	担当者印
	年 月 日			年 月 日	
大学図書館 記入欄	返却日	担当者印	申請者及び担当者 記入欄	受渡日	担当者印
	年 月 日			年 月 日	

※ 申請者及び担当者記入欄は、著作権の許諾が有り、申請者で管理を行う場合のみ記入。

＜反省会 まとめ資料＞

平成 27 年度 後期テイク反省アンケートまとめ

反省アンケートと、利用学生への質問・要望の回答をまとめました。

よく読んで、来年度からの支援活動に活かしてください！

【テイクの時の工夫】

- ・なるべく速く文章を画面にあげるようにした。
→誤字・脱字は、解読できる部分が多いので、あまり気にしないで、どんどん情報を打ってほしい。
- ・教室の雰囲気も伝わるように、雑談等もふくめてテイクをするようにした。
- ・余裕がある時は、先生の表情・声色なども伝わるように、顔文字を使ったりした。

＜周りの様子を伝えるテイクについて＞

利用学生によって考え方や要望は違うみたいです。

学生 A：授業の内容だけでも構わない。

学生 B・C：テイクが追いついている時は、できるだけ周りの様子も知りたい。

何に反応しているか(笑いとかが、ざわつきとか)が気になる。

☆情報のいる・いらぬの選択権は利用学生にあるので、どんな風にテイクしたらいいか
利用学生と話してみましょう。利用学生もテイクに伝えましょう！

- ・先生の口癖（「え～」、「まあ」など）を省いて入力、追いつかない時は内容を要約する。
- ・もらった資料を先に読んでおくようにした。
- ・利用学生に、どんな風にテイクしたら分かりやすいか確認するようにした。
- ・使い慣れない言葉は、漢字に読み仮名をつけるようにした。
- ・語尾を体言止めにしたり、「で・ある」調でまとめるようにした。
→文末まであまり丁寧に読んでないので、「です・ます」調でなくても大丈夫。



【反省会で話し合ってほしいこと】

- ・専門用語に自信がない時の表し方や予備知識の補い方について。

＜専門知識の不足や自信がない時のテイクについて＞

分かる部分を頑張って打つようにする！

学生 A：「〇〇〇」で表示して大丈夫。

学生 C・D：できるだけ聞こえたままの言葉を打って、最後に「(?)」をつける。

「(?)」の方が、自分で考えて資料から探すことができる。

- ・資料が複数・多数ある時の対応について。
→友だちに聞くこともできるし、テイクの近くに座って指さし等で教えてもらえる場合は移動するので、言ってほしい。
- ・タッチタイピング、速く打つためのコツについて。

【後期の活動の反省について】

- ・パソコンの貸し出しについて、ペアの人や利用学生と連携が上手くいかない時があった。
- ・自分の都合でテイクを交代することが多かった。
- ・ペアの学生との連携もできていたので、なかなか情報保障ができていたと思う。
- ・利用学生にテイクの仕方について、事前に聞いておけばよかったと思うことがあった。
- ・ミスタイプが多かったが、以前に比べてFキーや単語登録機能などを使えるようになった。

＜先生の話すスピードが速い、内容が多い時＞

学生C：福祉の内容については「分からない」と言えるけど、受講生が多い大教室での授業は、追いつく部分をできるだけ打ってほしい。

学生A：自分でも先生に聞きに行くので、打てる所までは打ってほしい。

学生B：内容を全部まとめるのではなく、1文1文をまとめる感じで打ってほしい。

【企画してほしい講習会や勉強会】

- ・ラジオや音楽を聞きながら、それを連携入力するような勉強会。
- ・1人入力だけでなく、連携入力を練習ができればいい。
- ・手話の勉強会。
- ・他大学の学生（利用学生も支援学生も）との交流会や情報交換の場があったらいい。
- ・障害をテーマにした映画やドラマの上映会。
☆支援センターでもDVDや本を準備しているので、自由にどうぞ！
- ・入学式の時期や学祭でのアピール。（体験会みたいなことをする）

【支援センターへの要望・もっといい支援活動ができるように・こんなことしたらいい】

- ・反省会にたくさんの学生が参加してほしい。
- ・学生同士の交流がもっとあったらいい。（センターにおいてあるFreeNoteを活用するとか。）
- ・利用学生のことを知るができるように、支援室通信みたいなものを復活させてほしい。

【利用学生より】

- スライドの切り替えに気付けない。

「(スライド参照)」とあげてくれても、見た時にはスライドが変わっていることが多い。

→「(スライド参照)」+具体的な場所の提示をしてほしい。

タブレットの情報に集中するため、資料があったことに気付けないので教えて。

- 打った内容を消さないでほしい。

→せっかく打ってくれた文章を消す人がいるので、消さないでほしい。

内容が追い付かなくても、消すのではなくて、とりあえず表示させておいて次の内容を打ってほしい。つながってなくても大丈夫。

せっかく打ってくれたのに、もったいない！

<障がいのある学生の修学支援に関する講演会 資料>

2015年8月29日(土) 障がいのある学生の修学支援に関する講演会
パネルディスカッション

**障がいのある学生の
修学支援の現状と課題**

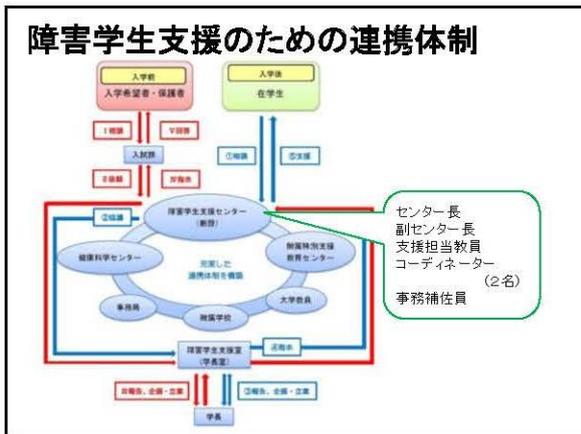
福岡教育大学
障害学生支援センター
内田 佳織

**福岡教育大学
障害学生支援センター**

- 2015年8月1日より
「障害学生支援センター」として発展・拡充
- 障害のある学生への教育及び学生生活の支援を実施



障害学生支援センターの様子



主な支援活動

聴覚障害学生支援

- **パソコンテイク**
利用学生が希望する全ての授業に配置
- 視聴覚教材への字幕挿入

視覚障害学生支援

- 拡大資料作成、テキストデータ化

肢体不自由学生・内部障害学生支援

- 移動介助
- 代筆支援



支援活動について

- 支援は、支援センターに登録している学生が担当
(現在は、約90名が登録)
- 支援活動の入門講座、マニュアル作成も学生が
中心に行う。
- 反省会、勉強会の実施
- 利用学生の集い



勉強会の様子

今後の課題

- 支援学生の確保と養成、モチベーションアップ
- 障害のある学生の主体的な参加
- 法施行に伴う合理的配慮の提供
教育実習での支援、学内のバリアフリー化
- 新しい支援技術の修得
- 卒業後に向けた支援
就職指導



<Q-conference2015 ポスターセッション>

福岡教育大学 障害学生支援センター 皆でつくる障害学生支援

平成27年8月から、さらなる支援の充実を図るため「障害学生支援センター」
として発展・拡充し、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っています。



支援学生

授業での情報保障

障害学生が希望する授業にパソコンテイクを配置しています。



入学式・卒業式での情報保障

パソコンテイク・手話通訳により、情報保障を行っています。



バリアフリーマップ作成

学内のバリアフリー状況を調査して、バリアフリーマップを作成しています。



視聴覚教材への字幕挿入

拡大資料・テキストデータ作成

各種講習会・勉強会の開催



福岡教育大学障害学生支援センター <http://ww1.fukuoka-edu.ac.jp/shien>
TEL 0940-72-6062 E-mail: havefun9@fukuoka-edu.ac.jp

＜障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査 調査用紙＞

障害学生支援に関するアンケート

(H28.1 実施)

回答用紙は同封の返信用封筒に入れて提出していただくか、メールでご送付した内容に
1月29日(金)までに回答して下さい。

所属 _____ 氏名 _____

問① 担当した授業（障害のある学生が受講した授業）についてお聞きします。

障害のある学生の障害の種類は何でしたか。あてはまる全てに、障害名の左欄に○をつけて下さい。

また、障害のある学生、支援を担当している学生へ行った配慮について、今まで行ったことがあるもの全てを下欄 a-rの中から選び記入して下さい。(障害学生支援センターに依頼した支援についても含みます。)

	障害名	配慮について下欄から選んで記入
	視覚障害	
	聴覚障害	
	肢体不自由	
	病弱・虚弱 (例：神経疾患等)	
	発達障害学生	
	精神障害 (例：統合失調症等)	
	障害名が分からない	

- a. 点訳 b. 教材のテキストデータ化 c. 教材の拡大 d. 学外実習配慮
 e. 試験時間延長・別室受験 f. 手話通訳 g. ノート・PC テイク h. 視聴覚教材字幕付け
 i. TA等の活用 j. FM補聴器/マイク使用 k. 専用机・椅子確保 l. 学外実習配慮
 m. 使用教室配慮 n. 教室内座席配慮 o. 出席に関する配慮(遅刻、欠席、途中退室許可等)
 p. レポート提出期限延長 q. 学習指導 r. その他

問② 障害のある学生への配慮は、授業の達成目標という観点から見て十分だと思いますか。

[とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない]

問③ 障害のある学生に授業を行うことで、授業のユニバーサル化が進んだと思いますか。

[とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない]

問④ 障害のある学生へ授業を行ってゆく上で、FDが必要だと思いますか。

[とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない]

問⑤ 障害のある学生への支援を行うにあたって上手くいかなかった授業について、その頻度をひとつ選んで下さい。

[毎回ある しばしばある たまにある 全くない]

問⑥ 障害のある学生が自分の必要な配慮事項について、能動的に先生方に伝えたと考えますか。

[とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない]

問⑦ 障害学生支援センターより送付した、障害のある学生への配慮依頼文書は十分に理解されましたか。

[とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない]

問⑧ 障害のある学生への支援を行うにあたって工夫した点について記述して下さい。

(例：授業中、聴覚障害学生、支援学生に対して、情報保障が行いやすいように出来るだけゆっくり話すように気を付けた。)

問⑨ 障害のある学生への支援を行うにあたって不安な点について記述して下さい。

問⑩ その他

障害のある学生への支援全般について、ご意見・ご提案等自由に記述して下さい。

ご協力頂きまして、ありがとうございました。

福岡教育大学
障害学生支援センター

〒811-4192

福岡県宗像市赤間文教町 1-1

福岡教育大学

教育総合研究所附属特別支援教育センター 1階

TEL : 0940-72-6062

FAX : 0940-35-1458

E-mail : havefun9@fukuoka-edu.ac.jp

開室時間 10:15～17:00 (月～金)

平成 28 年 8 月 発行